

各府省の研究開発評価指針における政策体系整理表

資料3-3

平成23年10月11日
評価専門調査会事務局

研究開発評価指針	総務省情報通信研究評価実施指針 (平成21年10月)		文部科学省における研究及び開発に関する評価指針 (平成21年2月17日)		厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針 (平成22年11月11日)		農林水産省における研究開発評価に関する指針 (平成23年1月27日)	
	研究開発施策	研究開発課題	研究開発施策	研究開発課題	研究開発施策	研究開発課題	研究開発施策	研究開発課題
政策体系	研究開発施策 研究開発課題		研究開発施策 研究開発課題		研究開発施策 研究開発課題		農林水産研究基本計画 研究制度・研究課題	
各階層の定義 評価の対象	<p><研究開発戦略> ●研究開発の実施・推進する基本方針等</p> <p><研究開発制度> ●競争的研究資金(課題公募型) ●重点的研究資金(課題指定型) ●重点的研究資金(独立行政法人委託型) ●助成金 ●その他の研究開発支援(施設整備等)</p>	<p><研究開発課題> ●各研究開発制度(競争的研究資金制度、重点的研究資金制度(課題指定型)、重点的研究資金制度(独立行政法人委託型)、助成金制度)により実施される個々の研究開発課題</p>	<p><課題のまとめり> ●複数の研究開発課題を運営する施策や競争的資金制度等、研究開発に係る政策上の特定の目的や目標の実現を目指して、推進方針や戦略・計画・実施手段等の体系が整備され、それに応じて推進されるもの</p> <p><研究開発制度> ●研究開発課題を運営する制度</p>	<p><研究開発課題> ●競争的資金による研究開発課題 ●重点的資金による研究開発課題 ●基盤的資金による研究開発課題</p>	<p><研究開発施策> ●厚生労働科学研究費補助金による研究事業 ●独立行政法人医薬基盤研究所が実施する基礎研究推進事業 ●独立行政法人医薬基盤研究所が実施する医薬品、医療機器等の研究開発に対する委託事業 ●特定疾患治療研究費及び小児慢性特定疾患治療研究費による研究事業 ●結核研究所補助金及び放射線影響研究所補助金による研究事業</p>	<p><研究開発課題> ●競争的資金による研究開発課題 ●重点的資金による研究開発課題 ●基盤的資金による研究開発課題</p>	<p><農林水産研究基本計画> ●「農林水産研究基本計画」の「Ⅰ 農林水産研究の重点目標」に位置づけられた研究開発 ●「農林水産研究基本計画」の「Ⅱ 農林水産研究の推進に関する施策」に位置づけられた施策</p>	<p><研究制度> ●産学官の連携、競争的環境の整備、若手研究者の育成や流動性の促進、研究成果の活用促進、地域における農業研究の振興等を目的とした各種の研究制度</p> <p><研究課題> ●委託プロジェクト研究課題 ●競争的研究資金制度等の研究課題</p>
評価の観点	<ul style="list-style-type: none"> ●必要性、有効性、効率性 ●標準化・相互接続性、知的財産に関する取り組み、急速な技術革新への対応、社会的インパクトの大きさ 		<ul style="list-style-type: none"> ●必要性、有効性、効率性 ●世界的水準 		<ul style="list-style-type: none"> ●必要性・有効性・効率性 ●国際的な水準の向上 ●政策目標との整合性 		<ul style="list-style-type: none"> ●専門的、学術的観点 ●行政的な観点 ●必要的、効果的な運営の確保の観点 	
重層構造における 評価の効率的実施	●評価相互の有機的な連携・活用		<ul style="list-style-type: none"> ●研究開発の特性に応じた評価相互の有機的な連携・活用 ●可能な限り既に行われた評価結果を活用 ●収集した情報や評価結果を相互に活用 		●評価が相互に密接に関係を有する場合には、それぞれの評価結果を活用		●既に実施された評価資料の活用	
評価の実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ●事前評価 施策の企画・立案にあたり実施 ●継続評価 3年から5年程度の期間を一つの目安として、定期的に実施 ●終了評価 終了年度を定めている施策については、その終了後に、終了年度を定めていない場合は、必要に応じて終了後に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●事前評価 施策の企画・立案にあたり実施 ●採択評価 競争的研究資金制度の応募課題や重点的研究資金制度の委託先の選定の際に実施 ●継続評価・中間評価 毎年度の更新に当たり、年度内評価を実施 ●終了評価 5年以上の研究開発機関がその定めがないものは、3年程度を目安として定期的に実施 ●追跡評価 一定期間の終了後に実施 ●追跡評価 研究開発終了後一定の期間を経過してから実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●事前評価 研究開発施策の開始前に実施 ●中間評価 実施期間の定めがない場合には5年毎を目安に実施 ●事後評価 研究開発施策の終了時に実施。必要な場合は、施策終了前に実施 ●追跡評価 研究開発施策が終了した後、一定の時間を経過してから、研究開発課題の特性に応じて、主要な施策から対象を選定して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●事前評価 研究開発課題の開始前に実施 ●中間評価 研究開発期間が長期にわたる場合には、3年毎を目安に実施 ●事後評価 研究開発課題の終了時に実施。研究開発が継続する場合は研究開発課題の終了前の適切な時期に前倒して実施 ●追跡評価 研究開発が終了した後、一定の時間を経過してから、研究開発課題の特性に応じて、主要な課題から対象を選定して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●事前評価 研究開発施策の決定の前に実施 ●中間評価 3年から5年程度の期間を一つの目安として、定期的に実施 ●終了評価 研究開発施策の終了後に実施 ●追跡評価 必要に応じて、研究開発施策の終了年度から3年を経過した後を目処に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●事前評価 研究開発課題の採択の前に実施 ●中間評価 複数年度にわたる研究開発期間の場合でも、毎年度、実施することを基本 ●終了評価 研究開発課題の終了後に実施 ●追跡評価 必要に応じて、研究開発課題の終了年度から3年を経過した後を目処に実施 	<p><農林水産研究基本計画> 毎年度、研究基本計画の進捗状況を把握し、研究基本計画策定後概ね5年目に総合的な検証・評価を実施</p>	<p><研究制度> ●ブレ評価 研究制度の企画・立案を行う時期</p> <p>●事前評価 研究制度の開始前</p> <p>●中間評価 5年以上継続している研究制度については、概ね5年ごと</p> <p>●終了時評価 研究制度が終了する年度の前年度</p> <p><研究課題(委託プロジェクト研究課題)> ●ブレ評価 委託プロジェクト研究課題の企画・立案を行う時期</p> <p>●事前評価 委託プロジェクト研究課題の開始前</p> <p>●中間評価 5年以上の研究期間を有する場合は、原則として開始の翌年度、その後は2~4年ごとに実施</p> <p>●終了時評価</p>

研究開発評価指針	経済産業省技術評価指針 (平成21年3月31日)		国土交通省研究開発評価指針 (平成22年3月)		環境省研究開発評価指針 (平成21年8月28日)		防衛省研究開発評価指針 (平成21年7月)	
	研究開発施策	研究開発課題	研究開発施策	研究開発課題	研究開発施策	研究開発課題	研究開発施策	研究開発課題
政策体系	技術に関する施策 技術に関する事業		研究開発施策 研究開発課題		研究開発施策 研究開発課題		分野別・制度 事業	
各階層の定義 評価の対象	<p><課題のまとめり> ●プロジェクト及び競争的資金制度による研究課題である技術に関する事業 ●同一又は類似の目的を有する技術に関する事業のまとめりである技術に関する施策</p> <p><研究開発制度> ●経済産業省における具体的に研究開発を行う個別の実施単位である研究開発制度</p>	<p><研究開発課題> ●プロジェクト ●競争的資金制度による研究課題</p>	<p><課題のまとめり> ●特定の行政目的を実現するための研究開発の方針・方策(複数の研究開発制度や課題等が連携する集合体を含む。省の根幹的政策目標を示す基本的方針や戦略的計画は含まない。)</p> <p><研究開発制度> ●政策目標を具体化するための研究開発制度等(競争的資金制度や政策目的を実現するための研究開発に係わる制度・事業等)</p>	<p><研究開発課題> ●競争的資金による課題 ●重点的資金による課題 ●基盤的資金による課題</p>	記載なし	<p><研究開発課題> ●競争的資金による研究開発課題 ●重点的資金による研究開発課題 ●基盤的資金による研究開発課題</p>	<p><課題のまとめり> ●複数の研究開発項目を取りまとめた分野(例えば、無人機関連技術、NBC関連技術等)</p> <p><研究開発制度> ●防衛省における研究開発に関する制度</p>	<p><研究開発課題> ●装備品等の研究開発に関する訓令第2条第1号に規定する装備品等の研究開発</p>
評価の観点	<p><課題のまとめり> ●目的・施策的位置づけ、目標、成果、目標の達成度、必要性、有効性、効率性等</p> <p><研究開発制度> ●目標・計画、科学的・技術的意義、実施体制、実用化の見通し等</p>	●目的・政策的な位置づけ、目標、成果、有効性、効率性	●必要性、効率性、有効性	●必要性、効率性、有効性	●必要性、効率性、有効性	●実効性、継続性、客観性、透明性		
重層構造における 評価の効率的実施	●関連する複数の技術に関する施策・事業が有機的に連携をとって、体系的に政策効果を上げているかを評価		●既に行われた評価結果を活用		●評価結果等の相互活用や評価方法の調整等を行い、全体として効果的・効率的に評価を実施 ●時系列的に実施される評価については、後の段階の評価では前の段階の評価結果を活用する等有機的に連携して実施		記載なし	
評価の実施時期	<p>●事前評価 新規の技術に関する施策の創設に当たって実施 ●中間評価 実施が4年以上にわたる又は実施期間の定めのない技術に関する施策について3年程度ごとに定期的に実施 ●モニタリング(進捗状況を把握する作業) 毎年実施 ●終了評価 技術に関する施策の終了直後に実施 場合によっては、技術に関する施策が終了する前の適切な時期に実施</p>	<p>●事前評価 新規の研究開発制度・プロジェクトの創設に当たって実施 ●中間評価 実施期間が5年以上の研究開発制度・プロジェクト又は実施期間の定めのない研究開発制度・プロジェクトについて3年程度ごとに定期的に実施 ●モニタリング(進捗状況を把握する作業) 毎年実施 ●終了評価 研究開発制度・プロジェクトの終了直後に実施 場合によっては、研究開発制度・プロジェクトが終了する前の適切な時期に実施</p>	政策評価との整合に配慮して実施	<p>●事前評価 ●中間評価 研究開発期間が5年以上または、定めがない場合は、3年程度を一つの目安として定期的に実施 ●終了時評価 研究開発課題の終了後に実施 場合によっては、研究開発課題が終了する前の適切な時期に実施 ●追跡評価 終了後、一定期間経過してから実施</p>	<p>●事前評価 研究開発施策の開始前に実施 ●中間評価 5年毎を目安に実施 ●終了評価 研究開発施策の終了後に実施 場合によっては、研究開発施策の終了前に実施 ●追跡評価 研究開発施策の終了後、一定の時間を経過してから実施</p>	<p>●事前評価 研究開発の開始前に実施 ●中間評価 実施期間が3年以上の研究開発課題については、必要に応じて実施 ●終了評価 研究開発の終了後に実施 場合によっては、研究開発が終了する前の適切な時期に実施 ●追跡評価 研究開発の終了後、一定の時間を経過してから実施</p>	記載なし	<p>●事前評価 ●中間評価 ●事後評価 ●追跡評価</p>